

2025 年 6 月 6 日

サラ e エナジー株式会社

サラエナジー株式会社

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」(夏期) 実施について

サラ e エナジー株式会社 (以下「当社」) 及びサラエナジー株式会社 (以下「サラエナジー」) は、政府支援に基づく「電気・ガス料金支援」(電気・ガス価格激変緩和対策事業、電気・ガス価格激変緩和対策等事業) に参画してまいりました。

国の「電気・ガス料金支援」について、先般「電気・ガス料金負担軽減支援事業」として 2025 年 1 月使用分より 2025 年 3 月使用分まで実施しましたが、今般「電気・ガス料金負担軽減支援事業」(夏期) (以下「本事業」) の実施が決定しましたので再度電気・都市ガス料金の負担軽減を行います。

引き続き当社及びサラエナジーも本事業に参画致しますのでご案内させていただきます。本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金支援」ホームページをご参照ください。(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

また、都市ガスの詳細につきましては、サラエナジーホームページ「大切なお知らせ」をご参照下さい。(<https://www.salaenergy.co.jp/important/futankeigen2025/>)

当社電気料金 (低圧契約) については本事業実施に伴い、電気需給約款の改定を実施します。
当社ホームページ「サラの電気料金プラン」ページ下部の「電気需給約款」の項をご参照下さい。(<https://www.salaenergy.sala.jp/plan/>)

宜しくお願い申し上げます。

◇経済産業省「電気・ガス料金負担軽減支援事業」(夏期) の概要 (電気)

支援対象期間 :

2025 年 (令和 7 年) 7 月のご使用分 (8 月検針分料金*) から 2025 年 (令和 7 年) 9 月のご使用分 (10 月検針分料金*) となります。

※原則として 2025 年 8 月から 2025 年 10 月の燃料費調整単価が適用される料金が対象となります。

対象のお客さま :

電気 低圧契約および高圧契約 (特別高圧契約は対象外)

お客さま毎の支援額 :

【2025 年 (令和 7 年) 8 月検針分料金および 2025 年 (令和 7 年) 10 月検針分料金】

電気料金は、低圧契約: 1kWh あたり 2.0 円 (税込)、高圧契約: 1kWh あたり 0.91 円 (税抜)

【2025 年 (令和 7 年) 9 月検針分料金】

電気料金は、低圧契約: 1kWh あたり 2.4 円 (税込)、高圧契約: 1kWh あたり 1.1 円 (税抜)

※毎月のご使用量のお知らせ等にて、政府の支援の有無、支援単価等を記載します。ご使用量に支援単価を乗じて支援額をご確認ください。

*お客さまによるお手続きやご連絡は不要です。

*支援額や期間、「電気需給約款」は本事業をもとに変更等の場合がございます。

*LP ガス料金は本事業の対象とはなっていません。

◇お客さまからのお問い合わせ先

○本事業に関するお問合せ（本事業の問合せ窓口）

<フリーダイヤル>：０１２０－０１３－３０５

平日 9:00～17:00（年末年始を除く）

<特設サイト> <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>



○上記以外の本件に関するお問合せ（当社グループのお問い合わせ窓口）

窓口会社	対象エリア	主な対象	電話番号
サーラエナジー（株）	愛知県東三河	対象エリアの都市ガス料金、 電気料金	０５３２－３２－５５１１
サーラ E&L 浜松（株）	静岡県西部		０５３－４６５－１２３４
サーラ e エナジー（株）		電気供給エリア全域の電気料金	０５３２－３４－３０６０

以上